

第八回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 次 第

平成24年3月23日(金)

午後2時から4時まで

佐久市研修センター会議室1

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 佐久市水資源保全条例(仮称)素案について

(2) その他

4 閉 会

(資料)

資料1 佐久市水資源保全条例(仮称)素案比較表

資料2 佐久市水資源保全条例(仮称)素案

資料3 井戸の設置及び地下水を採取する場合の手続きの概要(参考資料)

資料4 佐久市水資源保全条例(仮称)の制定スケジュール

佐久市水資源保全条例(仮称)素案比較表

第8回地下水等水資源保全研究検討委員会資料

1 基本条例(理念条例)部分

項目	市の条例素案		地下水等水資源保全研究検討委員会提言書の内容		変更部分
	内容		内容		
目的	地下水は、佐久地域共有の貴重な財産であり、市民生活にとってかけがえのない資源である 地下水の保全について、基本理念を定め、市民等、地下水採取者、市の役割を明らかにするとともに、地下水の保全の基本となる事項を定める 佐久地域の地下水は、市民にとって必要不可欠であるため、地下水を採取することで市民の生活に影響を及ぼすことが無いように、地下水の採取及び合理的な利用について、必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る		地下水や湧水は、 ①佐久地域共有の貴重な財産である ②市民生活にとってかけがえのない資産である 地下水の保全について、 ①基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、市の役割を明らかにする ②地下水の保全の基本となる事項を定める ③佐久地域の地下水や湧水等水資源は、市民にとって必要不可欠であるため、地下水を採取することで市民の生活に影響を及ぼすことが無いように、地下水の採取及び合理的な利用について必要な事項を定めることにより 現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る		<ul style="list-style-type: none"> 「地下水や湧水」を「地下水」に統一した。 資産を資源に修正した。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない佐久地域共有の財産としての公水である。守り、育むと同時に、未来へ引き継ぐために保全を図る ② 地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの認識の下、保全に努める ③ 地下水の保全は市全体で取り組む 		<ul style="list-style-type: none"> ① 地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない佐久地域共有の財産としての公水である 守り、育むと同時に、未来へ引き継ぐために保全を図る ただし、事業者の経済活動との調和に配慮する ② 地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの認識の下、保全に努める ③ 地下水の保全は市全体で取り組む 		<ul style="list-style-type: none"> 「事業者の経済活動との調査に配慮する」という部分を削除した。
用語の定義	(「地下水」や「井戸」など必要な用語を定義する)		同左		
責務	市	地下水を保全するため、総合的な保全施策を策定する	市	地下水を保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する	<ul style="list-style-type: none"> 「実施する」の部分を削除した。
	市民等	<ul style="list-style-type: none"> ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水の水質保全に努める 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水等の水質保全に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 市民と事業者を市民等に修正した。
	地下水採取者	<ul style="list-style-type: none"> ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②自らの責任において、地下水の適正な管理を実施する ③地下水の水質保全に努める ④本条例に基づき、地下水の利用状況等の報告をしなければならない ⑤市民の生活環境に影響を及ぼすことが無いようにしなければならない ⑥市が実施する地下水保全に関する施策に協力する 	地下水採取者	<ul style="list-style-type: none"> ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②自らの責任において、地下水の適正な管理を実施する ③地下水の水質保全に努める ④本条例に基づき、地下水の利用状況等の報告をしなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤市民の生活環境に影響を及ぼすことが無いようにしなければならない」を追加した。 「⑥市が実施する地下水保全に関する施策に協力する」という部分を追加した。
地下水保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 地下水の保全の重要性について、市民に啓発を行う ② 地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成を行う ③ 地下水量又は水位の状況の監視又は調査を行う ④ 水資源保全のための適正な土地利用の推進をする ⑤ 地下水の水質の安全性の確保に努める 		<ul style="list-style-type: none"> ① 地下水の保全の重要性について、市民に啓発 ② 地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成 ③ 地下水量又は水位の状況の監視又は調査 ④ 市民及び事業者による敷地内の緑化の推進 ⑤ 地下水の水質の安全性の確保に努める 		<ul style="list-style-type: none"> 「④市民及び事業者による敷地内の緑化の推進」を「水資源保全のための適正な土地利用の推進をする。」に修正した。
連携	市は、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みに対して連携協力する		市は、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みに対して連携協力する ① 県との連携 ② 周辺市町村との連携 ③ 水道事業者との連携		

2 規制条例部分

項目		市の条例素案 内容	地下水等水資源保全研究検討委員会提言書の内容 内容	変更部分	
地下水採取の規制区域		市内全域（国・公有地は除く）	同左		
対象		新設井戸（井戸・・・地下水を採取する設備で、自噴井を含む）	新設井戸（井戸とは地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含むものとする。）	・「地下水や湧水」を「地下水」に統一した。	
規制の基準		<p>1日あたりの採取量が10立方メートル以上の場合には許可制とし、10立方メートル未満の場合は届出制とする</p> <p>1日あたりの採取量により、規制の方法を「許可」と「届出」に分けて定める</p> <p>(1) 許可制は「井戸設置」と「井戸からの地下水の採取」とに分けて許可する</p> <p>(2) 届出制は「井戸設置」と「井戸からの地下水の採取」とに分けて届出する</p>	<p>原則許可制であるが、1日あたりの揚水量が10立方メートル未満の場合、届出制とする。</p>		
2段階許可	井戸設置の場合	井戸設置の許可要件	<p>1日あたりの採取量により、要件が異なる</p> <p>(1) 1日あたりの採取量が10立方メートル以上100立方メートル未満の場合</p> <p>ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の周知手続（標識の設置等）</p> <p>イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れていること</p> <p>(2) 1日あたりの採取量が100立方メートル以上500立方メートル未満の場合</p> <p>ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の周知手続（標識の設置等）</p> <p>イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れていること（周辺既存井戸に影響を及ぼさない場合を除く）</p> <p>ウ 周辺既存井戸への事前影響調査を実施し、影響を及ぼさないこと</p> <p>※1日当たりの採取量のとらえ方</p> <p>(ア) 井戸が複数ある場合、(イ) 井戸の吐出口が2個以上ある場合の、採取量は合計とする</p> <p>親会社及び子会社、又は、複数の子会社が同時、又は、時期を前後して許可申請する等要件(1)及び(2)を潜脱したと判断される場合は、それぞれの採取量を合計したものとする</p>	<p>「井戸開設」と「井戸からの地下水等の採取」とに分けて、それぞれ許可制とする。</p> <p>(1) 井戸の開設（掘削を含む）の許可</p> <p>① 1日当たりの揚水量が10立方メートル以上100立方メートル未満の場合</p> <p>ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施</p> <p>② 1日当たりの揚水量が100立方メートル以上500立方メートル未満の場合</p> <p>ア 周辺既存井戸への事前影響調査の実施</p> <p>イ 周辺住民に対する説明会の実施</p> <p>(ア) 井戸が複数ある場合、(イ) 井戸の吐出口が2個以上ある場合の、揚水量は合計とする</p> <p>親会社及び子会社、又は、複数の子会社が同時または、時期を前後して許可申請する等要件(1)を潜脱したと判断される場合は、それぞれの揚水量を合計したものとする</p> <p>③ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている（周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得られた場合を除く）</p> <p>※100立方メートルは例示であって、基準は規則で定める。</p>	・既存井戸利用者の同意の部分を削除した。
		地下水採取までの井戸設置許可の有効期間	5年	なし	・地下水採取までの井戸設置許可の有効期間を追加した。
		新たに井戸設置予定の場合の行政の関与の方法	市長は、井戸設置許可申請者が周辺住民等（既存井戸利用者を含む）に対して井戸設置工事の内容、事前影響調査の内容、事前影響調査結果の内容について説明を行う場合、助言及び指導することができる	<p>＜井戸開設の場合＞</p> <p>① 市長は、井戸開設許可申請者が周辺住民等に対して、井戸設置工事の内容、また、既存井戸利用者に対して影響調査を行う場合は事前の影響調査結果等について説明を行う際に、助言及び指導をすることができる</p>	
		井戸完成の届出	許可を受けた者又は届出をした者は、井戸が完成後、15日以内に届出をし、検査を受ける	同左	
		井戸廃止の場合の届出	①廃止届を提出する ②井戸の地表面を閉塞する	同左	

2段階許可

地下水採取の場合	地下水採取の許可要件	(1) 井戸からの地下水の採取の許可 ア 量水計を設置すること(家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等は除く。ただし、下水道に接続する井戸の場合は、下水道条例による。) イ 既存の地下水採取者に影響を及ぼさないこと(1日あたりの採取量が10立方メートル以上100立方メートル未満の場合は除く) ウ 1日あたりの採取量が10立方メートル以上500立方メートル未満であること	(2) 井戸からの地下水等の取水の許可 ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない(調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する) イ 量水計の設置 それぞれの揚水量の合計は(1)に準じる	
	地下水採取許可の際の条件等	①許可を受けた者が採取量・水位を監視(モニタリング)し、把握後、毎月報告する(家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等は除く。) ②1年に1回水質を報告する(家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等は除く。) ③地下水採取により、周辺の地下水の枯渇等の現象が出たときは、直ちに原因を調査するとともに、市長へ報告する	①許可には条件を付けられる ②許可を受けた者が揚水量・水位を監視(モニタリング)し、把握後、毎月報告する <地下水採取後> ③地下水採取により周辺の地下水の枯渇、汚染又は地盤沈下現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を調査するとともに、市長へ報告する。 ④③の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき、速やかに井戸を改良等する。当該井戸の改良等が困難な場合には、廃止する	<ul style="list-style-type: none"> 地下水採取許可の際の条件の④の部分「地下水採取許可の際の条件等の③の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき、速やかに井戸の改良等を実施する。当該井戸の改良等が困難な場合には、廃止する。」を「地下水採取者の義務」として独立した項目とした。
	地下水採取者の義務	地下水採取許可の際の条件等の③の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき、速やかに井戸の改良等を実施する。当該井戸の改良等が困難な場合には、廃止する	なし	
	地下水採取許可の有効期間	井戸からの地下水の採取の許可期間は3年とし、使用を継続する場合は、更新しなければならない (1日あたりの地下水採取量が500立方メートル以上の場合、許可期間は2年とする(下記例外規定参照)) (更新の要件: 1日あたりの採取量が10立方メートル以上500立方メートル未満の場合、更新時に、①量水計の設置②1日あたりの採取量が500立方メートル未満の要件に適合するか審査する)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 地下水採取許可の有効期間を追加した。
	地下水採取後に周辺の既存井戸に影響が出た場合の行政の関与の方法	市長は、新たに地下水採取の許可を受けた者が、井戸を設置して地下水を採取したことにより、周辺の既存井戸利用者の地下水の減少、枯渇等へ影響を及ぼした場合、地下水採取の許可を受けた者に対し、助言、指導、立入調査、若しくは、期限を定めて必要な措置を講ずることができる	<地下水採取後> ② 市長は、新たに地下水採取の許可を受けた者が、井戸を新設して地下水を採取したことにより、周辺の既存井戸等利用者の地下水の減少、枯渇、汚染、又は、地盤沈下へ影響を及ぼした場合、地下水採取の許可を受けた者に対し、助言、指導、立入検査、若しくは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる	
例外	井戸設置又は地下水採取の場合で1日当たりの採取量が500立方メートル以上であっても、市長が特に認めた場合は、許可する 【市長が特に認めた場合の条件(判断基準)】 ①水源保全のための措置の実施(水源林のかん養等) ②地域経済の振興に寄与する場合 【例外】 ①水道事業者 ②利用目的が公共用	要件(1)の中の利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合で1日当たりの揚水量が500立方メートル以上であっても、市長が承認した場合は、許可する 【市長承認の条件(判断基準)】 ①水源保全のため措置の実施(水源林の涵養等) ②水道事業者の承認(水道事業者が申請者の場合、②の要件は除く) 【例外(許可申請すれば、原則許可)】 ①水道事業者 ②利用目的が公共用、消防用	<ul style="list-style-type: none"> 市長が特に認めた場合の条件として、「②水道事業者の承認」を削除し、「②地域経済の振興に寄与する場合」を追加した。 	
届出の基準	1日あたりの採取量が10立方メートル未満の場合、届出制とする。 「井戸設置」と「井戸からの地下水の採取」とに分けて、それぞれ届出制とする	なし	<ul style="list-style-type: none"> 届出基準を追加した。 	

届出	井戸設置の場合	井戸設置の届出		(1) 井戸の開設(掘削を含む)の届出 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施 イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得られた場合を除く) (2) 井戸からの地下水等の取水の届出 ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない (調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する)		
	地下水採取の場合	井戸からの地下水採取の届出				
既許可(届出)者からの権利の承継	(1) ア 許可(届出)対象井戸を譲り受けた場合 イ 許可(届出)対象井戸を借り受けた場合	届出届出		同左 同左		
	(2) ア 許可(届出)対象井戸を相続した場合 イ 許可(届出)を受けた者が合併された場合 ウ 許可を受けた(届出をした)者が分割された場合 エ 許可を受けた(届出をした)者が事業譲渡された場合	届出届出届出届出				
許可内容の変更	採取量の変更(基準内での変更) (基準を超える変更)		届出許可	(1) 利用目的の変更 (2) 揚水量の変更(基準内での変更) (基準を超える変更)	許可届出許可	・「利用目的の変更」の場合を削除した。
既得権者への配慮	(1) 現在井戸利用者が1日あたりの採取量が10立方メートル以上の者、又は、現在の佐久市自然環境保全条例により許可を受けた者 定められた期限までに届出をすれば、井戸設置及び地下水採取の許可を受けたとみなす (地下水採取の許可の要件及び条件の取り扱いは下記のとおりとする。 ア 許可の要件 ①量水計の設置は3年間猶予し、利用目的が家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等の場合は対象外。ただし、下水道に接続する井戸の場合は、下水道条例による。 イ 許可の条件 ①モニタリングの実施は3年間猶予し、利用目的が家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等の場合は対象外 ②水質の報告は3年間猶予し、利用目的が家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等の場合は対象外 (2) 現在井戸利用者が1日あたりの採取量が10立方メートル未満の者、又は、現在の佐久市自然環境保全条例により届出をした者 定められた期限までに届出をする(罰則の適用外) ただし、届出後の権利の承継は、条例施行後に許可を受けた者と同じ扱いとする		現在井戸利用者、現在の佐久市自然環境保全条例により許可を受けた者、又は、届出をした者は、本条例の適用外 (条例施行日に許可対象井戸を利用している場合、期限までに届出をすれば、許可したとみなす。(受理後、通知) ただし、届出後の権利の承継は、条例施行後に許可を受けた者(届出した者)と同じ取り扱いとする。) (届出内容に揚水機の規格、一日の利用時間等を含む)			
規制遵守のための措置	立入検査、助言又は指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復命令、公表、許可取消(公表及び許可取消の場合、理由通知及び意見陳述の機会の付与)		立入検査、助言又は指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復命令、公表、許可取消(公表及び許可取消の場合、理由通知及び意見陳述の機会の付与)			
規制遵守のための措置	罰則等	勧告、中止命令、措置命令に従わない	公表	勧告 中止命令 措置命令に従わない	公表	
		虚偽内容許可申請 許可条件違反	許可取消、中止命令 指導、勧告、措置命令	虚偽内容許可申請 なし	許可取消	
		中止命令違反、措置命令違反、原状回復命令違反	罰金50万円以下	虚偽内容許可申請 中止命令違反 措置命令違反 原状回復命令違反 許可を得ないで井戸掘削 許可条件違反	罰金50万円以下	

	立入検査拒否、虚偽内容許可申請 許可を得ないで井戸掘削	罰金30万円以下	立入検査拒否	罰金30万円以下	
両罰規定あり（法人、代理人、使用人）			同左		

佐久市水資源保全条例(仮称)素案

1 基本条例(理念条例)部分

項目	内容	
目的	地下水は、佐久地域共有の貴重な財産であり、市民生活にとってかけがえのない資源である 地下水の保全について、基本理念を定め、市民等、地下水採取者、市の役割を明らかにするとともに、地下水の保全の基本となる事項を定める 佐久地域の地下水は、市民にとって必要不可欠であるため、地下水を採取することで市民の生活に影響を及ぼすことが無いように、地下水の採取及び合理的な利用について、必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る	
基本理念	① 地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない佐久地域共有の財産としての公水である。守り、育むと同時に、未来へ引き継ぐために保全を図る ② 地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの認識の下、保全に努める ③ 地下水の保全は市全体で取り組む	
用語の定義	(「地下水」や「井戸」など必要な用語を定義する)	
責務	市	地下水を保全するため、総合的な保全施策を策定する
	市民等	①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水の水質保全に努める
	地下水採取者	①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②自らの責任において、地下水の適正な管理を実施する ③地下水の水質保全に努める ④本条例に基づき、地下水の利用状況等の報告をしなければならない ⑤市民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなければならない ⑥市が実施する地下水保全に関する施策に協力する
地下水保全対策	① 地下水の保全の重要性について、市民に啓発を行う ② 地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成を行う ③ 地下水量又は水位の状況の監視又は調査を行う ④ 水資源保全のための適正な土地利用の推進をする ⑤ 地下水の水質の安全性の確保に努める	
連携	市は、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みに対して連携協力する	

2 規制条例部分

項目	内容	
地下水採取の規制区域	市内全域(国・公有地を除く)	
対象	新設井戸(井戸・・・地下水を採取する設備で、自噴井を含む)	
規制の基準	1日あたりの採取量が10立方メートル以上の場合は許可制とし、10立方メートル未満の場合は届出制とする	
	1日あたりの採取量により、規制の方法を「許可」と「届出」に分けて定める	
	(1) 許可制は「井戸設置」と「井戸からの地下水の採取」とに分けて許可する	(2) 届出制は「井戸設置」と「井戸からの地下水の採取」とに分けて届出する

井戸設置の場合	井戸設置の許可要件	1日あたりの採取量により、要件が異なる (1) 1日あたりの採取量が10立方メートル以上100立方メートル未満の場合 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の周知手続(標識の設置等) イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れていること (2) 1日あたりの採取量が100立方メートル以上500立方メートル未満の場合 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の周知手続(標識の設置等) イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れていること (周辺既存井戸に影響を及ぼさない場合を除く) ウ 周辺既存井戸への事前影響調査を実施し、影響を及ぼさないこと ※1日当たりの採取量のとらえ方 (ア) 井戸が複数ある場合、(イ) 井戸の吐出口が2個以上ある場合の、採取量は合計とする 親会社及び子会社、又は、複数の子会社が同時、又は、時期を前後して許可申請する等要件(1)及び(2)を潜脱したと判断される場合は、それぞれの採取量を合計したものとする
	地下水採取までの井戸設置許可の有効期間	5年
	新たに井戸設置予定の場合の行政の関与の方法	市長は、井戸設置許可申請者が周辺住民等(既存井戸利用者を含む)に対して井戸設置工事の内容、事前影響調査の内容、事前影響調査結果の内容について説明を行う場合、助言及び指導することができる
	井戸完成の届出	許可を受けた者又は届出をした者は、井戸が完成後、15日以内に届出をし、検査を受ける
	井戸廃止の場合の届出	①廃止届を提出する ②井戸の地表面を閉塞する
2段階許可	地下水採取の許可要件	(1) 井戸からの地下水の採取の許可 ア 量水計を設置すること(家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等は除く。ただし、下水道に接続する井戸の場合は、下水道条例による。) イ 既存の地下水採取者に影響を及ぼさないこと (1日あたりの採取量が10立方メートル以上100立方メートル未満の場合は除く) ウ 1日あたりの採取量が10立方メートル以上500立方メートル未満であること
	地下水採取許可の際の条件等	①許可を受けた者が採取量・水位を監視(モニタリング)し、把握後、毎月報告する(家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等は除く。) ②1年に1回水質を報告する(家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等は除く。) ③地下水採取により、周辺の地下水の枯渇等の現象が出たときは、直ちに原因を調査するとともに、市長へ報告する
	地下水採取者の義務	地下水採取許可の際の条件等の③の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき、速やかに井戸の改良等を実施する。当該井戸の改良等が困難な場合には、廃止する
地下水採取許可の有効期間	井戸からの地下水の採取の許可期間は3年とし、使用を継続する場合は、更新しなければならない (1日あたりの地下水採取量が500立方メートル以上の場合、許可期間は2年とする(下記例外規定参照))	

2 段階 許可	地下水採取後に周辺の既存井戸に影響が出た場合の行政の関与の方法	(更新の要件：1日あたりの採取量が10立方メートル以上500立方メートル未満の場合、更新時に、①量水計の設置②1日あたりの採取量が500立方メートル未満の要件に適合するか審査する) 市長は、新たに地下水採取の許可を受けた者が、井戸を設置して地下水を採取したことにより、周辺の既存井戸利用者の地下水の減少、枯渇等へ影響を及ぼした場合、地下水採取の許可を受けた者に対し、助言、指導、立入調査、若しくは、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる
	例外	井戸設置又は地下水採取の場合で1日当たりの採取量が500立方メートル以上であっても、市長が特に認めた場合は、許可する 【市長が特に認めた場合の条件（判断基準）】 ①水源保全のための措置の実施（水源林のかん養等） ②地域経済の振興に寄与する場合 【例外】 ①水道事業者 ②利用目的が公共用
届出の基準		1日あたりの採取量が10立方メートル未満の場合、届出制とする。 「井戸設置」と「井戸からの地下水の採取」とに分けて、それぞれ届出制とする
届出	井戸設置の場合	井戸設置の届出
	地下水採取の場合	井戸からの地下水採取の届出
既許可（届出）者からの権利の承継	(1) ア 許可（届出）対象井戸を譲り受けた場合 イ 許可（届出）対象井戸を借り受けた場合	届出 届出
	(2) ア 許可（届出）対象井戸を相続した場合 イ 許可（届出）を受けた者が合併された場合 ウ 許可を受けた（届出をした）者が分割された場合 エ 許可を受けた（届出をした）者が事業譲渡された場合	届出 届出 届出 届出
許可内容の変更	採取量の変更（基準内での変更） （基準を超える変更）	届出 許可
既得権者への配慮	(1) 現在井戸利用者で1日あたりの採取量が10立方メートル以上の者、又は、現在の佐久市自然環境保全条例により許可を受けた者 定められた期限までに届出をすれば、井戸設置及び地下水採取の許可を受けたとみなす	
	地下水採取の許可の要件及び条件の取り扱いは下記のとおりとする。 ア 許可の要件 ①量水計の設置は3年間猶予し、利用目的が家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等の場合は対象外。ただし、下水道に接続する井戸の場合は、下水道条例による。 イ 許可の条件 ①モニタリングの実施は3年間猶予し、利用目的が家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等の場合は対象外 ②水質の報告は3年間猶予し、利用目的が家庭生活用、農業用水として季節的な使用するもの等の場合は対象外	
	(2) 現在井戸利用者で1日あたりの採取量が10立方メートル未満の者、又は、現在の佐久市自然環境保全条例により届出をした者 定められた期限までに届出をする（罰則の適用外）	

		ただし、届出後の権利の承継は、条例施行後に許可を受けた者と同じ扱いとする	
規制遵守のための措置	立入検査、助言又は指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復命令、公表、許可取消（公表及び許可取消の場合、理由通知及び意見陳述の機会の付与）		
規制遵守のための措置	罰則等	勧告、中止命令、措置命令に従わない	公表
		虚偽内容許可申請	許可取消、中止命令
		許可条件違反	指導、勧告、措置命令
		中止命令違反、措置命令違反、原状回復命令違反	罰金50万円以下
		立入検査拒否、虚偽内容許可申請 許可を得ないで井戸掘削	罰金30万円以下
両罰規定あり（法人、代理人、使用人）			

井戸の設置及び地下水を採取する場合の手続きの概要(参考資料)

●「井戸の設置許可」と「地下水の採取許可」の2段階許可

井戸の種類別	1日当たりの採取量(m ³)	井戸の設置許可(届出)				地下水の採取許可(届出)						地下水の採取許可の更新							
		要件				要件			条件			要件		条件		許可の有効期間			
		周辺既存井戸等への事前影響調査	周辺住民に対する井戸及び工事内容等の周知手続き(注1)	周辺既存井戸からの距離	採取までの有効期間	量水計の設置(注2)	既存の地下水採取者に影響を及ぼさないこと	採取量	周辺の地下水の枯渇等の現象が出たときの処置→原因究明、市長報告	モニタリングの実施(注2)	水質の報告(注2)	許可(届出)の有効期間	量水計の設置(注2)	採取量	周辺の地下水の枯渇等の現象が出たときの処置→原因究明、市長報告		モニタリングの実施(注2)	水質の報告(注2)	
既存井戸 (現在ある井戸)	0~10(届出)	使用している井戸、又は、使用を予定している井戸について届出(条例の罰則の適用外)										永年	—	—	—	—	—		
	10~100	届出により「井戸の設置」及び「地下水の採取」を許可とみなす(注3)										3年	○	無し	○	○	○	○	3年
	100以上											3年	○	無し	○	○	○	○	○
新設井戸 (新しく作る井戸)	0~10(届出)	×	×	無し	5年	×	×	500m ³ /日未満	×	×	×	永年	—	—	—	—	—		
	10~100	×	○	半径300メートル以上離れていること	5年	○	×		○	○	○	3年	○	500m ³ /日未満	○	○	○	3年	
	100~500	○	○	半径300メートル以上離れていること(周辺既存井戸に影響を及ぼさない場合を除く)	5年	○	○		○	○	○	3年	○		○	○	○	3年	
	500以上(例外)	○	○	半径300メートル以上離れていること(周辺既存井戸に影響を及ぼさない場合を除く)	5年	○	○	例外(注4)	○	○	○	2年	○	例外(注4)	○	○	○	2年	

(注1) 周辺住民に対して井戸及び工事内容等を周知するため、標識の設置等を行う。

(注2) 地下水の採取許可の要件中、量水計の設置、条件中のモニタリングの実施、水質の報告は家庭生活用、農業用水として季節的な使用するものは除く。ただし、量水計の設置について、下水道に接続する井戸の場合は、下水道条例による。

(注3) 既存井戸で地下水の採取許可の要件中、量水計の設置、条件中のモニタリングの実施、水質の報告は3年間(許可有効期間)は猶予する。

(注4) 採取量が500m³/日以上の例外(市長が特に認めた場合は許可)

【市長が特に認めた場合の条件(判断基準)】

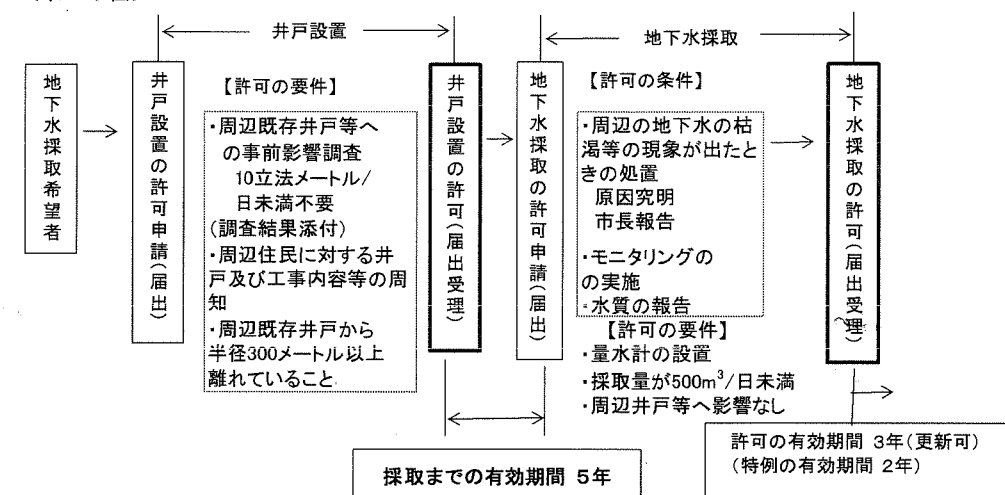
- ①水源保全のための措置の実施(水源林の涵養等)
- ②地域経済の振興に寄与する場合

【例外】

- ①水道事業者
- ②利用目的が公共用

(公共用には、消防用、医療福祉用(病院、診療所、社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う事業者をいう)を含む)

<イメージ図>



地下水等水資源保全条例の制定スケジュール(案)

